

熊本家庭裁判所委員会（第１２回）議事概要

第１ 開催日時等

１ 日 時 平成２０年１０月２８日（火）午後１時３０分～午後４時００分

２ 場 所 熊本地方裁判所小会議室

３ 出席者

（委 員） 相澤明憲，浅井美栄子，上原裕之，植村照子，鵜野澤亮，末永英男，田中真由美，永留克記，中村俊隆，福島絵美，古荘文子，松本孝一郎（五十音順）

（事務局等）事務局長，首席家庭裁判所調査官

４ 意見交換テーマ

裁判員制度について

第２ 議事概要

【発言者の略記＝ ：委員長，○：委員， ：事務局等】

１ 開 会

２ 熊本家庭裁判所長のあいさつ

３ 新任委員の紹介

４ 委員長選出

５ 委員長代理指名

６ 「面接交渉の在り方と面接交渉を巡る実務上の問題点について」（第１１回委員会テーマ）に関し，ＤＶＤビデオ「子供のいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」の活用事例数及びその効果について（首席家庭裁判所調査官による報告）

今年１月から９月までの同ＤＶＤビデオの活用事例数は，当事者が視聴したのが１１例あり，そのうち，両当事者が視聴したのが９例，一方当事者が

視聴したのが2例あった。その他にも、調停委員が視聴した事例がある。

具体的に調停において効果があったと考えられる事例としては、

ア 当事者及びその代理人が、同ビデオを視聴することによって、面接交渉に前向きになった事例

イ 子2人の親権者を父と定め、現に父の元で養育されている子との面接交渉調停を申し立てた母に視聴させたところ、今までの面接交渉の仕方を顧みる機会となった事例

ウ 調停成立見込みとなった段階で、面接交渉における留意点を確認するために同ビデオを視聴してもらい、ガイダンスを行った事例

エ 同ビデオを視聴した調停委員が、当事者を説得するのに資することがあった事例

等がある。そのほか、人事訴訟事件においては、同ビデオを視聴して子供を争いにいつまでも巻き込んでいてはいけないという気持ちを持つようになり、親権者に互譲の気持ちが芽生え、和解の機運が出てきた事例があった。

このような事例を踏まえると、DVDビデオの視聴は、その効果があったものとする。

7 「裁判員制度」の概要について、事務局長から説明

8 ビデオ上映

上映したビデオ名：「総務部総務課 山口六平太 裁判員プロジェクト はじめます！」

9 「裁判員制度」についての質疑応答

○ 社員Aが裁判員になったということを、社内報に掲載してもよいか。

本人が裁判員になったことについて社内報に掲載することを了解し、具体的に関与した事件が判決の終了後であれば、その事実を掲載して差し支えないと思われる。

○ 家庭裁判所では、直接裁判員裁判を扱う訳ではないが、家庭裁判所と裁判員制度との関係を、どのように考えるのか。

国民と裁判所との距離をどのように考えるかという点において共通点がある
と考える。本来、国民と裁判所の距離の問題は、家庭裁判所が考えるべき
ものであり、裁判員裁判は、家庭裁判所の仕事の在り方を見直すきっかけに
なればと思っている。

- 家庭裁判所と裁判員制度のかかわりは、少年事件において地方裁判所で通
常の刑事事件として審理すべきであると判断して逆送した事件が、裁判員制
度の対象事件として審理されることになった場合に、少年法のもつ法の精神
をどのように反映させるべきかという問題がある。
- 評議で、裁判員と裁判官との意見が分かれた場合はどのようなになるのか。
裁判員が、国民感情に流されて判断し、裁判官が出した結論と異なる場合は
どうなのか。
- 裁判員制度下における評決は、基本的には多数決によるが、被告人に不利
益な意見が多数を占める場合、裁判官のうち少なくとも1名はその不利益な
意見に加わっている必要がある。例えば、有罪とする意見が多数を占めてい
ても、裁判官3名が無罪であるとの意見であれば、無罪となる。
- 裁判員制度の趣旨としては、多数決とはいえ、評議を尽くしていただき、
できれば全員一致というところまで協議して判断していただくことが理想で
ある。評議の際には、裁判官が、裁判員の意見を引き出していくことが望ま
しいと思う。
- 裁判員制度導入後の判決文は、どのようにして作成されるのか。

刑事事件の判決書は、判決原本に基づいて判決宣告をする必要はない。そ
れは、判決書作成後に刑の宣告をしなければならないとすれば、被告人の拘
束時間が長くなるからである。裁判員制度の下での判決書についても、裁判
員制度を導入しない事件と同様に裁判官のみで作成し、直接裁判員の方が署
名することはない。もちろん、裁判員の方には、判決理由、事実認定及び重
要な情状についての草稿については関与してもらうことになり、その意見は、
反映されることになる。

- 裁判員の保護の点について、身体的な保護という観点からは氏名や住所等を公にしない等の説明が行われているが、精神的な保護という観点からは、特段の措置がとられていないのではないかと思います。私自身も、調停委員として調停に携わるようになった当初は、その期日での出来事が気になり、夜に眠れなくなることがあった。ましてや、刑事事件では、証拠写真等を見ることにより印象に残ってしまい、精神的に落ち込んだりすることもあるのではないかと思います。また、裁判員には守秘義務があるので、経験を他の事件の裁判員と共有し、話すこともできない。何か精神的な負担が生じたときにフォローする窓口等の設置を検討した方がよいのではないかと。
- ランダムに選ばれた裁判員候補者の中から裁判員を選任する過程で、精神的に脆弱な方であるかどうかを、どのように判断するのか気になる。
- 裁判員は、被告人の顔を実際に見ると、精神的に負担がかかるのではないかと。私たちは、ボランティアで電話相談を受けた後、お茶を飲みながらその対応で良かったのではないかと話をしたりして、いわゆる「荷下ろし」をしている。同じような体験をした者とおしりが情報を共有したり、スーパーバイザーに相談するなどして「荷下ろし」ができればよいのではないかと思います。

裁判員には、精神的な負担をかけるという指摘がある。最高裁では、どのような検討がなされているか不明であるが、刑事事件では、悲惨な事件現場の写真や、解剖写真が証拠として提出されることがあり、これを見た結果、トラウマになる可能性はある。裁判員候補者は、そのような状態になる可能性があり、どうしても裁判員になることは無理ということであれば、調査票等にその旨記載して提出してもらい、裁判員の辞退を認めるかを検討することになる。

- 裁判員に対しては、負担を強いざるをえない部分があると思う。被告人の権利や弁護人の使命との兼ね合いもあるが、なるべく裁判員に負担をかけないように、争点との関係で凄惨な写真を見せないで立証できるものであれ

ばイラストを使うことも検討されている。

これまでは、裁判官や弁護士等にとっては、事件記録と向き合うことが使命であったが、今後、法曹三者は、ありのままに証拠等を提出することについて検討を余儀なくされることになると思う。

- 裁判員として呼出しを受けた場合、地元の裁判所に行くことになるが、裁判員として審理に立ち会った際に知人が傍聴していて、「あの判決にあなたはかかわっていたね。」と言われたらどうしようかという思いを持った。
- 自分は人を裁かないという思想信条を理由として裁判員を辞退する人も出てくるだろう。また、裁判員制度についての広報やDVDを見ると、そんなに難しいことは考えなくてもよいとか、生活の中で日ごろの判断と同じようにすればよいという説明をしているが、裁判員制度では量刑まで判断するため、死刑判決まで関与することがあり、死刑判決にかかわったということは何らかの形で心に残っていくであろうし、その判断が覆されたり、また確定して執行されるということも心に残ることがあると思う。
- 裁判員の辞退事由として認められたことが、インターネットに流れることもあるだろうと思う。
- 裁判員制度導入に際して、法曹三者はお金と時間をかけてPR活動を行ってきたと思っているかもしれないが、最近の調査でも、国民の8割が、この制度に関わりたくないという意見を述べている。このような現状からすれば、裁判員制度導入後もかなりの混乱があるのではないかと思う。大企業であれば従業員が裁判員になり休んでも業務に支障を来さないようにすることが可能であろうが、自営業者や農林業の者が裁判員になると、かなり大きな負担になると思う。なお、熊本では、熊本地裁本庁においてのみ裁判員制度を実施することになるため、熊本地裁本庁から一番遠いと思われる牛深から参加するためには、車で3時間を要し、公共交通機関を使うのであれば前泊する必要が生じるので、審理期間が3日であっても場合によっては5日間を拘束されることになる。

- 裁判員に課される守秘義務について説明はなされているものの、具体的にどこまで話して良いのか、グレーゾーンがあると思う。
- 裁判員になっていた者が、後になって手記として本を出版したり、フィクションだと言いながら誰もがあの事件のあの人がモデルだと特定できるような情報を流すかもしれない。裁判員制度を実施したときに想定されるものの中には、そのような不安に思われる事項が多くある。もし、私が裁判員に選ばれた場合、そんなに心配しなくても大丈夫だと言われたとしても、真実を見極められるかどうか等の不安の方が大きく、負担が大きいと思う。
- 裁判員制度の導入に際し、裁判所と国民の距離ばかりを考えているようであるが、裁判を受ける被告人としては、これをよい制度だと思っているのだろうか。裁判の質を考えると、裁判官だけで自分の罪に対する判断をしてもらいたいと思うことはないのだろうか。つまり、裁判員制度を導入すれば審理が何日で終わるという予定であっても、実際には事前に把握しない事情が判明した場合等に審理が伸びることもあるであろうし、事件の争点を絞り、審理期間を短縮すると、新しい事実が判明した場合など、真実に辿り着くことは可能なのだろうかという気がする。また、裁判官は慣れているのであるだろうが、裁判員は素人であるため、弁護人や検察官の話の方次第で判断に影響を与えられたり、優秀な弁護士を雇うことができれば、もしかしたら判決結果を動かすことができるのではないかと思う。

被告人が、突然、弁護士との事前の打合せと違うことを言い出すこともあり得るのではないかと思う。また、事前の打合せと異なった主張、例えば、いわゆる「身代わり」であると主張した場合の対応などでも問題が生じるおそれがある。

- 公判前整理手続終了後に被告人がそれまでと異なった主張等をした場合、いわゆる「後出しじゃんけん」ということで主張等の制限を受け、やむをえない事情がない限り、追加して主張できないこともありうる。
- そうすると公判前にどれだけ証拠を集められるかがポイントとなり、証拠

を収集するために、複数の弁護士や優秀な弁護士を雇うだけの財力があるか否かによって無罪になったり、有罪になったりすることはないのか。

- 一般の方からすればそうは思われない方もいるが、私たちは、国選弁護士であっても私選弁護士と同様に弁護活動をしている。ただし、法廷技術が判断に影響を与えるという問題はあるのかなと思う。

量刑については、弁論の優劣により、説得力の面で差が出るのではないかなと思う。なお、刑事事件のうち、その多くは犯罪を行ったとされる事実を争わず、被告人に対する質問と、情状証人を調べることなどを行い、大体3回の期日で終了している。それを凝縮して行うとすれば3日で審理は終了することになる。

10 熊本家庭裁判所における裁判員制度の広報活動

総務課長から、熊本家庭裁判所における裁判員制度の広報活動の概要を説明

11 委員による意見交換

- 裁判所としては、これまでに裁判員制度の説明を十分に行ってきたと思っているかもしれないが、実際に同制度が施行された時点では、絶対に問題が発生すると思う。その段階では、これまで十分説明してきたという気持ちで接するのではなく、その時点で改めて裁判員候補者らの話を聞く気持ちで接していただきたい。

裁判員制度は、国民の方が私たちにも裁判に参加させてほしいという風穴を開けたものだと思う。専門家の役割が、変わりつつあるのだと思う。

- 司法を利用する国民から信頼を受けてもらうための前提として、国民自身に司法にかかわってもらうこととしての一方策が、裁判員制度だと考える。
- 国民に、裁判員制度の理解が深まるのには、時間がかかると思う。
- 裁判員制度の本来の目的をしっかりと訴えていかないといけない。この機会はせっかくのチャンスであるので、当たり障りのない話だけではなく裁判員として参加した場合における困難な点も、しっかりと伝えていただくようにす

るべきである。

12 次回のテーマ

(1) 提案されたテーマ

ア 改正少年法について

平成20年6月に少年法が改正され、現在行われている被害者配慮制度（事件記録の閲覧・謄写、審判結果の通知、意見陳述）に加えて、被害者等の審判傍聴に関する制度や被害者等に対する審判状況の説明制度が新設された。

そこで、この改正少年法を取り上げてみてはどうか。

イ 成年後見制度について

契約締結等を行う等重要性を増している制度であり、取り上げてみたらどうか。

ウ 付添人（少年友の会）の活動について

あまり知られていないと思うが、当庁ではこの活動で成果を上げており、これを取り上げてみてはどうか。

(2) 次回テーマ

「改正少年法について」というテーマは、タイムリーなものであり、これをテーマとすることで委員全員の了承が得られた。

13 次回期日

平成21年5月22日（金）午後1時30分

14 閉 会